

# 一般社団法人日本コンクリート防食協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本コンクリート防食協会（以下「本協会」という）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本協会は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、コンクリート構造物の防食技術及びコンクリート防食に関連する諸材料、施工方法の調査研究、技術開発と活用並びに普及をはかり、併せてこれらを通じて重要な社会資本であるコンクリート構造物の耐久性の向上、並びに良好な維持管理に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) コンクリート防食技術に関する調査研究
- (2) コンクリート防食技術に関する研究成果の普及
- (3) 会誌、調査研究報告及び資料の刊行
- (4) 講演会、講習会及び研修会の開催
- (5) 情報の収集、紹介及び交換
- (6) コンクリート防食に関する技術向上をはかるための資格試験等の実施
- (7) その他この会の目的達成に必要な事業

(機関の設置)

第5条 本協会は、理事会及び監事を置く。

## 第3章 会員

(種別)

第6条 本協会の会員は、次の3種とし、第1種正会員及び第2種正会員をもって一般社団・財団法人法に基づく社員とする。

- (1) 第1種正会員 コンクリート防食に関連ある工業会・工法協会等の団体
- (2) 第2種正会員 コンクリート防食に関連ある施工企業

(3) 賛助会員 本協会の目的・事業に賛同する団体及び企業

2 団体及び企業である会員は、代表者 1 名を定め、本協会に届出なければならない。  
代表者を変更したときも同様とする。

(顧問)

第 7 条 本協会の目的事業に賛同する学識経験者など専門知識・技術等をもつ人を理事会の決議により顧問として迎えることができる。

(名誉称号)

第 8 条 本協会の目的達成に多大の貢献をした者、又はコンクリート防食技術に関し、その進歩発達に功績顕著な者は、総会の議決を経て名誉会員の称号を贈ることができる。

2 名誉会員の称号を贈られた者は会費の納入を必要としない。

3 名誉会員は議決権をもたない。

(入会と会費)

第 9 条 会員になろうとする者は、入会規則（以下「規則」という。）に定めるところにしたがい、会長に入会申込みをし、理事会の承認を経なければならない。

2 会員は規則の定めるところにより、会費を納入しなければならない。

3 既納の会費は返還しない。

(会員の権利)

第 10 条 会員の権利は次のとおりとしその者に専属する。

(1) 第 1 種正会員、第 2 種正会員（以下正会員という）は、総会における議決権、役員  
の選挙権、被選挙権をもつ。

(2) 会員は、会誌の配布を受ける。

(3) 会員は、この会の刊行図書について特典を受けるほか、この会が主催する事業に参加  
することができる。

2 前項 1 号及び第 2 号における会員のもつ権利は各 1 個とする。

(権利の停止)

第 11 条 正会員で会費の滞納が 6 ヶ月におよんだときは、第 9 条第 1 項第 2 号及び第 3 号  
における正会員の権利を停止することがある。

(資格の喪失)

第 12 条 会員は次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 会員が破産宣告を受けたとき。

(3) 会員である団体及び企業が解散したとき。

(4) 1 年以上会費を滞納したとき。

(5) 除名されたとき。

(退会)

第 13 条 会員は、理事会の承認を経て、会長に退会届を提出して、退会することができる。

2 退会しようとする者は、所定の義務を完了しなければならない。

(除名)

第14条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において正会員の3分の2以上の議決に基づいて除名することができる。この場合においては、その会員に対しあらかじめ通知するとともに、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この会の定款、規則又は総会の議決に違反したとき。
- (2) この会の名誉を傷つけ、又はこの会の目的に反する行為のあったとき。

#### 第4章 役員

(役員)

第15条 本協会に、次の役員を置く。

理事 3名以上30名以内

監事 2名以内

2 前項の理事のうち、1名を会長、2名を副会長とする。

(選任)

第16条 理事及び監事は、会員（団体及び企業の会員にあつては第6条第2項の規定により届け出た代表者に限る）のうちから、社員総会において選任する。

- 2 代表理事は、理事会において選定する。
- 3 前項で選定された代表理事は、会長に就任する。
- 4 理事会は、その決議によって、副会長2名を選任することができる。
- 5 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 6 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 7 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に親密な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(職務)

第17条 会長は、本協会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事会があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、本協会の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の職務の執行を監査し監査報告を作成すること。
  - (2) この法人の業務及び財産の状況を監査すること。
  - (3) 理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。

- (4) 理事が不正行為を行い、若しくは当該行為を行うおそれがあると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告すること。
- (5) 前号の場合において必要であると認めるときは、会長に対し理事会の招集を請求すること。この場合、その請求の日から2週間以内に理事会を開催する旨の通知が、請求の日から5日以内に発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案や書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

#### (任期)

第18条 本協会の役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結の時までとする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任した場合又は任期満了した場合でも、後任者が就任するまではその職務を行なわなければならない。

#### (解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会において正会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合においては、その役員に対しあらかじめ通知するとともに議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと見られるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

#### (報酬)

第20条 役員は無報酬とする。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関する必要な事項は理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第5章 総会

#### (種別)

第21条 本協会の総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

#### (構成)

第22条 総会は正会員をもって構成する。

#### (権能)

第23条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、本協会の運営に関する重要な事項を

議決する。

(開催)

第 24 条 定時社員総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催しなければならない。

2 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 総社員の議決権の 5 分の 1 以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 6 週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会の決議は、法令又はこの定款で別に定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 29 条 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員はあらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなすものとする。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数、出席者数（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が、記名及び押印しなければならない。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 規則の制定、廃止及び変更に関する事項

(4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(種類及び開催)

第 33 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎年 2 回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事より会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第 3 項第 2 号又は第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 1 週間前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数等)

第 36 条 理事会は、第 27 条及び第 28 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「理事会」と、「正会員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

(決議の省略)

第 37 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

ただし、監事はその提案について異議を述べたときはその限りでない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに記名・押印しなければならない。

## 第 7 章 財産及び会計

(財産の構成)

第 39 条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第 40 条 本協会の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(費用の支弁)

第 41 条 本協会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業年度)

第 42 条 本協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 43 条 本協会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、総会において承認を経なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定に関わらず、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。

- 2 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 45 条 本協会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が、事業報告書、計算書類並びにこれらの附属明細書（以下計算書類等という）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得たうえで、総会において承認を得るものとする。

- 2 前項の総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するも

のとする。

(剰余金の不配当)

第 46 条 本協会は、剰余金の配当はしないものとする。

## 第 8 章 事務局

(設置等)

第 47 条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長および職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 48 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書

(4) 許可、認可等及び登記に関する書類

(5) 定款に定める機関の議事に関する書類

(6) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類

(7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類

(8) その他必要な帳簿及び書類

## 第 9 章 定款の変更、解散

(定款の変更)

第 49 条 この定款は、総会において総正会員の 3 分の 2 以上の議決を得なければ変更することができない。

(合併等)

第 50 条 本協会は、総会において、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第 51 条 本協会は、一般社団・財団法人法第 148 条第 1 号から第 2 号及び第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるもののほか、総会において総正会員の 3 分の 2 以上の議決を経て解散することができる。

(残余財産の帰属)

第 52 条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公



益社団法人、公益財団法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 10 章 支 部

(支部)

第 53 条 本協会は、理事会の議決を経て、必要の地に支部を置くことができる。

## 第 11 章 情報公開

(情報公開)

第 54 条 本協会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議によるものとする。

(公告)

第 55 条 本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

## 第 12 章 附 則

(委任)

第 56 条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(最初の事業年度)

第 57 条 本協会の設立当初の事業年度は、第 42 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。

(設立時役員)

第 58 条 本協会の設立時役員は、次のとおりとする。

設立時理事	五 箇 博 之
設立時理事	伊 藤 弘 基
設立時理事	玉 上 兼 三
設立時理事	大 森 淑 孝
設立時理事	三 枝 賢 次
設立時理事	河 岸 信 行
設立時理事	大 西 清 春
設立時理事	宮 嶋 勝 衛
設立時監事	大 澤 康 雄
設立時監事	中 村 耕 一

(設立時社員の氏名又は名称、住所)

第 59 条 設立時社員の氏名又は名称、住所は次のとおりとする。

- 設立時社員
- 1 住所 神戸市西区南別府一丁目14番6号  
氏名 JER認定施工協会  
代表者 住所 兵庫県高砂市阿弥陀町阿弥陀1286番地の10  
氏名 五箇博之
  - 2 住所 東京都千代田区永田町二丁目12番14号  
氏名 ABCプロテクリート会  
代表者 住所 埼玉県志木市本町五丁目22番8-602号  
氏名 伊藤弘基
  - 3 住所 東京都板橋区大谷口北町3番7号  
氏名 アサヒボンド工業会  
代表者 住所 東京都練馬区豊玉中二丁目7番12号  
氏名 玉上兼三
  - 4 住所 東京都中央区日本橋本町四丁目8番15号  
氏名 コンクリート防食協会  
代表者 住所 神奈川県茅ヶ崎市共恵二丁目4番1号  
氏名 大森淑孝
  - 5 住所 東京都江東区南砂二丁目2番17号  
氏名 下水道防食協会  
代表者 住所 東京都八王子市みなみ野六丁目2番18号  
氏名 三枝賢次
  - 6 住所 愛知県名古屋市中区上前津二丁目1番11号  
氏名 クリスタルライニング工法協会  
代表者 住所 愛知県半田市有脇町一丁目1番地の27  
氏名 河岸信行
  - 7 住所 東京都中央区日本橋一丁目15番4号  
氏名 SR工法研究会  
代表者 住所 滋賀県東近江市伊庭町197番地1  
氏名 大西清春
  - 8 住所 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目39番5号  
氏名 A・Bエポマー工法協会  
代表者 住所 東京都東大和市桜が丘二丁目207番地の1  
氏名 大澤康雄
  - 9 住所 東京都港区浜松町一丁目7番3号  
氏名 セレシット工業会  
代表者 住所 埼玉県蕨市南町四丁目18番15号蕨南ハイツ408号  
氏名 宮嶋勝衛

10 住所 東京都千代田区神田錦町二丁目3番地  
氏名 コニシベシステム工業会連合会  
代表者 住所 大阪府交野市私部四丁目72番17号  
氏名 中村耕一

(法令の準拠)

第60条 本定款に定めない事項は、すべて一般社団・財団法人法その他の法令に従う。

平成20年12月1日作成

平成21年4月22日変更

以上、当法人の定款に相違ありません。

平成21年4月22日

東京都千代田区内神田一丁目4番5号  
一般社団法人日本コンクリート防食協会  
代表理事 五箇 博之